共同加工事業規約

（目　的）

第１条　この規約は、本組合が定款第○条第○号に掲げる事業（以下「共同加工事業」という。）を行うために必要な手続、方法その他の事項について定め、もって共同加工事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（委託加工）

第２条　本組合は、組合員の委託により、次に掲げる加工を行う。

（１）○○○

（２）○○○

（３）○○○

（委託加工の申込み）

第３条　組合員が、前条の規定による加工を委託しようとするときは、所定の加工申込書を本組合に堤出し、本組合の指示によって、委託品の搬入をしなければならない。

（委託加工の完了）

第４条　本組合は、委託品の加工が完了したときは、直ちにその旨を組合員に通知する。

２　組合員は、前項の通知があったときは、すみやかに委託品を引取ることを要する。

（委託品の損傷）

第５条　委託品加工工程中の仕損じ及び破損については、本組合がその責を負う。

（加工料）

第６条　委託加工料は、別紙（略）のとおりとする。

（加工料支払の時期）

第７条　委託加工料は、組合員が委託品を引取った都度本組合に支払うものとする。

（員外利用）

第８条　本組合は、組合員の利用に差し支えない場合に限り、組合員以外の者が申込む加工の委託に応ずることができる。

（員外利用者の料金）

第９条　組合員以外の者から徴収する委託加工料は、第６条の規定による別表の額の○割以内において理事会で決定する。

（その他）

第１０条　この規約に定めのない事項であって緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

付　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。